

弟子屈町中小企業基本条例

2011年3月7日 可決

本町は、明治10年の硫黄山の硫黄採鉱を始めとして、釧路川流域に発展してきました。

また、人々の健康増進に資する温泉郷としての観光振興を主軸とし、経済が発展、拡大してきました。

そのたゆみない発展と持続的人材確保の根幹を担ってきたのが中小企業です。

しかしながら、近年の中小企業を取り巻く環境は、経済のグローバル化の波や経済構造の変化、さらには大手企業の参入などによって極めて厳しい状況にあります。

これまで本町の経済全般にわたって重要な役割を果たし、雇用や所得の確保を担い、消費生活の安定・安全などを地域住民に提供し、町民生活の向上に寄与してきた中小企業の危機的状況は、本町の経済基盤をも揺るがしかねないものです。

本町の中小企業振興施策は、町、企業、町民等が等しく施策への理解と共感をもち、本町の未来が希望にあふれ、町民一人ひとりがいきいきと暮らし、将来を担う子どもたちの豊かな生活の礎となるものでなければならず、雇用の確保や町の活力と成長発展に欠かせない重要な政策課題として、協働のもとに取り組むことが重要です。

このことから町、企業、町民等の役割を明確化し、中小企業をより一層守り立て、本町経済の発展と町民生活の向上に資するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本町における経済の発展に果たす中小企業の重要性にかんがみ、地域の中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、中小企業振興施策を総合的に推進し、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるもののうち、町内に事務所又は事業所（従業員等が常駐していないものを除く。）を有するものをいう。
- (2) 事業協同組合等 事業協同組合、企業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び事業協同組合等をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者等の自主的な努力と創意工夫を尊重するとともに、本町の特色ある地域資源の持続的活用を図りつつ、地域産業の永続的な発展に資する総合的な施策を、国、北海道その他機関との連携のもと、町、中小企業者等、大企業者及び町民が一体となって推進されなければならない。

(基本的施策)

第4条 中小企業の振興に関する施策は、前条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成と確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業者等の経営の安定化を図ることにより、中小企業者等が社会的経済的環境の変化に適応するための支援の円滑化を促進すること。

(町の役割)

第5条 町は、前条の施策を実施するにあたり、地域の企業、関係団体、町民等の理解及び協力を得ながら中小企業の振興のための指針を定めるものとする。

2 町は、国、北海道その他機関と連携し、中小企業者等に対する支援について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

4 町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童又は生徒に対して職業に関する体験機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第6条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、住民ニーズの把握と自主的な経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 中小企業者等は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、町内において生産され、製造され、又は加工される産品（以下「地場産品」という。）及び町内で提供される商工業サービスを利活用するよう努めるものとする。

5 中小企業者等は、児童又は生徒に対して職業に関する体験機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等と連携及び協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、地場産品及び町内で提供される商工業サービスを利活用するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、中小企業の振興が町民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展と育成に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、地場产品及び町内で提供される商工業サービスを利活用するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 本町における中小企業の振興を図るため、町長の附属機関として、弟子屈町中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第10条 審議会は、中小企業振興施策について調査審議し、町長に具申するものとする。

(組織)

第11条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、中小企業者等、消費者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、商工主管課において行う。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集するものとし、会長がその議長となるものとする。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。